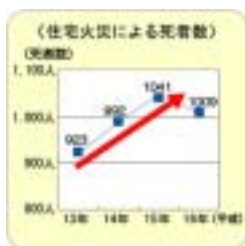


すべての住宅に**住宅用火災警報器**の設置が**義務化**されました

なぜ住宅用火災警報器が必要なの？



住宅火災による死者数は増加の傾向です。



死者の約6割が65歳以上の高齢者です。



死亡原因の約7割が逃げ遅れです。



住宅用火災警報器 国の鑑定マーク

◆火災警報器には、煙式と熱式があります。異常を感知すると、音声で警報を発します。◆基本的に「煙式」を設置します。◆国の鑑定マークがついているものを推奨しています。

いつから義務化されるの？

大切な命を守るため、早めの設置をお願いします

新築住宅 平成18年6月1日から

既存住宅 平成20年6月1日から

設置する場所は？

子供部屋

寝室として使用する場合には、設置が必要です。(煙式)

台所

調理する部屋には、設置が必要です。(煙式または熱式)

階段

1階以外に寝室がある場合には、設置が必要です。(煙式)

寝室

就寝に使用する部屋には、設置が必要です。(煙式)

ここに記載した住宅は一例です。設置などに関する詳細は、消防署にお問い合わせください。



悪質な訪問販売（不適正な価格・無理強い販売など）にご注意

◆住宅用火災警報器の設置義務化を契機として、不適正な価格（市場価格を超える高額な価格）や無理やりに販売を行う業者にご注意ください。

◆消防署員、団員が訪問販売をすることはありません。また、消防署員のような服装で訪問販売をする業者がいますので、ご注意ください。

《住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象です》

◆少しでも「おかしい?」と思ったら、消防署または消費者協会・消費者センターなどにご相談ください。

◆問合せ・相談




当別消防署消防課予防係 (☎23 - 2537)
住宅用火災警報器相談室
(フリーダイヤル☎0120 - 565 - 911)

しっかり分けて！資源ごみ

資源物の中に燃えないごみや燃やせないごみの混入があり、収集されないケースが多く見られます。

また、資源物の中に汚れや異物が入っている場合は、リサイクル業者に引き渡す前に手作業で仕分けをすることになりますので、出す前に今一度ごみカレンダーで資源物の出し方を確認しましょう。

《資源物として対象になるもの》

品 目	マーク	注 意 事 項
びん		化粧びん・油のびん・割れたびんは燃えないごみで出してください。
缶		処理コストの削減のため、アルミ缶はつぶして出してください。ガス缶やスプレー缶は、燃えないごみで出してください。
ペットボトル		キャップとラベルをはずし、つぶしてください。
		このマークのボトルは、ペットボトルではありません。燃やせないごみで出してください。
新聞紙・雑誌 ダンボール		厚紙は、燃やせるごみで出してください。
飲料用紙パック		内側が銀色に加工されているものは、燃やせるごみで出してください。

ごみはルールを守って出しましょう

分別作業からリサイクル業者に回収されるまで

1



資源物に異物が混入しているとリサイクル業者が回収しないので、手作業で分別。

2



資源物として扱えないものや汚れがひどいものは、取り除かれます。

ペットボトルや缶などの資源物はつぶして出してね。



3



資源物として回収できるもののみを、回収ボックスに入れます。

4



回収ボックスにできるだけたくさん入るように資源物はつぶしてください。

5



回収ボックスが一杯になったら、リサイクル業者が回収します。

ごみの焼却は絶対に止めましょう

ごみを野外で燃やしたり、基準を満たさない小型焼却炉などで焼却することは、法律で禁止されています。これに違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、または、この両方が科せられることとなりますので、絶対に止めましょう。

焼却行為を見つけたときには、警察または、役場環境対策課へ連絡してください。

ごみ出し時間は守りましょう

8時以降に出されたごみは、収集ルートにより回収出来ない場合がありますので、必ず時間を守りましょう。なお、収集日以外にごみを出すと、ごみの飛散や不法投棄、冬期間は除雪の支障になりますので、絶対に止めましょう。

◆問合せ 環境対策課環境対策係 (☎23 - 2503)